

沖 縄 県
労 働 委 員 会 年 報

令 和 7 年 版



沖縄県労働委員会事務局

はじめに

労働委員会は、中立・公平な立場で労使間の紛争の解決について援助し、労使関係の安定を図る専門的な行政機関です。

労働委員会の特色は、公益委員・労働者委員・使用者委員の三者が事件処理に当たり、それぞれの委員が知識や経験等に基づく専門性を発揮し、労使紛争の解決を目指すことにあります。

賃金や労働時間などの労働条件や組合活動の問題について、労働組合と使用者との間又は個々の労働者と使用者との間で自主的な紛争解決が困難な場合には、労働委員会の制度をお気軽に御利用ください。

- ・公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成により、中立・公平な立場で、労使紛争の早期解決に当たります。
- ・秘密は厳守します。
- ・利用は無料です。

<お問合せ先>

沖縄県労働委員会事務局 調整審査課

〒900-0036 那覇市西3-11-1 沖縄県三重城合同庁舎7階

電 話 098-866-2551

F A X 098-866-2554

メール aa160008@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ 「沖縄県労働委員会」で検索

第24期沖縄県労働委員会委員

(令和5年12月15日～令和7年12月14日)

公益委員



会長
田島 啓己



会長代理
村上 恵実



戸谷 義治



與那嶺 敏



松井 有美

労働者委員



知花 優



與那覇 栄蔵



森岡 稔

(令和7年4月10日就任)



當間 錦也

(令和7年8月14日就任)



本村 文代

(令和7年8月14日就任)



木本 邦広

(令和7年3月31日退任)



大屋 尚子

(令和7年7月31日退任)



知念 克也

(令和7年7月31日退任)

使用者委員



田端 一雄



本部 賀代子

(令和7年1月9日就任)



大城 恵美



金城 欣光



菊地 毅

(令和6年6月20日就任)



普久原 啓之

(令和6年4月30日退任)



名嘉村 裕子

(令和6年12月31日退任)

第25期沖縄県労働委員会委員

(令和7年12月15日～令和9年12月14日)

公 益 委 員



会長
田島 啓己



会長代理
村上 恵実



戸谷 義治



與那嶺 敏



松井 有美

労 働 者 委 員



平良 哲康



森岡 稔



當間 錦也



本村 文代



平安名 守

使 用 者 委 員



田端 一雄



小井土 恵美



金城 欣光



菊地 毅



本部 賀代子

目 次

第1章 労働委員会の概要	
第1節 組織	1
第2節 あっせん員候補者	4
第3節 事務局	5
第2章 会議	
第1節 総会	5
第2節 公益委員会議	8
第3章 不当労働行為の審査	
第1節 概況	9
第2節 審査期間の目標及びその達成状況	12
第3節 不当労働行為事件の概要	13
第4節 中央労働委員会再審査事件の概要	15
第4章 労働争議の調整	16
第5章 個別労働関係紛争のあっせん	25
第6章 労働組合の資格審査等	
第1節 労働組合の資格審査	31
第2節 地公労法第5条第2項の認定及び告示	32
第3節 争議行為予告通知	33
第4節 労働争議の実情調査	33
第7章 各種連絡会議、研修及び広報等	
第1節 連絡会議	35
第2節 研修	39
第3節 広報等	41
資 料 年別申立て・申請件数の推移	43

第 1 章 労働委員会の概要

第1章 労働委員会の概要

労働委員会は、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「労組法」という。）、労働関係調整法（昭和21年法律第25号。以下「労調法」という。）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）に掲げる目的を達成するため、労組法第19条の12に基づいて各都道府県に設置される行政委員会であり、地方自治法第180条の5第2項に規定する執行機関である。

第1節 委員

当委員会は、労組法第19条の12第2項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「労組法施行令」という。）第25条の2及び別表第3により、公益委員、労働者委員、使用者委員各5人計15人の委員で構成されている。

令和7年12月15日に第25期委員の任命に伴う会長及び会長代理の選挙があり、会長に田島啓己公益委員、会長代理に村上恵実公益委員が選出された。令和6年は、次に掲げる第24期委員により運営された。

なお、第25期委員の任期は令和9年12月14日までの2年間となっている。

第24期沖縄県労働委員会委員名簿

任期：令和5年12月15日～令和7年12月14日

区分	氏名	現職	在任期間
公益委員	◎ 田 島 啓 己	弁護士	平28.11.15～ 連続5期
	○ 村 上 恵 実	弁護士	令3.12.15～ 連続2期
	戸 谷 義 治	琉球大学人文社会学部教授	令3.12.15～ 連続2期
	與 那 嶺 敏	弁護士	令5.12.15～ 新任
	松 井 有 美	沖縄国際大学法学部准教授	令5.12.15～ 新任
労働者委員	知 花 優	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会事務局長	平29.12.15～ 令7.12.14 通算3期
	與 那 覇 栄 蔵	全駐留軍労働組合沖縄地区本部 特別執行委員	平19.2.1～ 令7.12.14 通算5期
	森 岡 稔	沖縄県教職員組合中央執行委員長	令7.4.10～ 新任
	當 間 錦 也	沖縄電力関連産業労働組合 総連合会長	令7.8.14～ 新任
	本 村 文 代	自治労沖縄県本部那覇市職員労働組 合中央執行委員・女性部長	令7.8.14～ 新任
	木 本 邦 広	沖縄県教職員組合中央執行委員長	令5.12.15～ 令7.3.31 新任
	大 屋 尚 子	沖縄電力労働組合本部 副執行委員長	令5.12.15～ 令7.7.31 新任
	知 念 克 也	沖縄電力関連産業労働組合 総連合会長	令5.12.15～ 令7.7.31 新任
使用者委員	田 端 一 雄	一般社団法人沖縄県経営者協会 専務理事	令3.12.15～ 連続2期
	本 部 賀 代 子	拓南製鐵株式会社 常勤監査役	令7.1.9～ 新任
	大 城 恵 美	株式会社近代美術 代表取締役	令元.12.15～ 連続3期
	金 城 欣 光	沖縄バス株式会社 常務取締役総務部長	令3.12.15～ 連続2期
	菊 地 毅	株式会社琉球銀行 代表取締役専務	令6.6.20～ 新任

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

第25期沖縄県労働委員会委員名簿

任期：令和7年12月15日～令和9年12月14日

区分	氏名	現職	在任期間
公益委員	◎ 田 島 啓 己	弁護士	平28.11.15～ 連続6期
	○ 村 上 恵 実	弁護士	令3.12.15～ 連続3期
	戸 谷 義 治	琉球大学人文社会学部教授	令3.12.15～ 連続3期
	與 那 嶺 敏	弁護士	令5.12.15～ 連続2期
	松 井 有 美	沖縄国際大学法学部准教授	令5.12.15～ 連続2期
労働者委員	平 良 哲 康	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会事務局長	令7.12.15～ 新任
	森 岡 稔	沖縄県教職員組合中央執行委員長	令7.4.10～ 連続2期
	當 間 錦 也	沖縄電力関連産業労働組合 総連合会長	令7.8.14～ 連続2期
	本 村 文 代	自治労沖縄県本部那覇市職員労働組 合中央執行委員・女性部長	令7.8.14～ 連続2期
	平 安 名 守	全駐留軍労働組合沖縄地区本部 執行委員長	令7.12.15～ 新任
使用者委員	田 端 一 雄	一般社団法人沖縄県経営者協会 専務理事	令3.12.15～ 連続3期
	小 井 土 恵 美	株式会社近代美術 代表取締役	令元.12.15～ 連続4期
	金 城 欣 光	沖縄バス株式会社 常務取締役総務部長	令3.12.15～ 連続3期
	菊 地 毅	株式会社琉球銀行 代表取締役専務	令6.6.20～ 連続2期
	本 部 賀 代 子	拓南製鐵株式会社 常勤監査役	令7.1.9～ 連続2期

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

第2節 あっせん員候補者

労働委員会は、労調法第10条及び第11条に基づいて、労働争議のあっせんに当たらせるため、学識経験者等の中からあっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作製することとなっている。あっせん員候補者は、個別労働関係紛争のあっせんに関する規程（平成14年沖縄県地方労働委員会告示第1号）第4条に基づいて、個別労働関係紛争のあっせんにも当たる。

当委員会では、沖縄県労働委員会あっせん員候補者に関する内規を設けて委嘱の基準を「①現委員、②前委員、③事務局長、調整審査課長及び審査監」と定めており、これに基づき、あっせん員候補者を委嘱している。

令和7年12月31日現在における委嘱状況は、次のあっせん員候補者名簿のとおりである。

あっせん員候補者名簿

(令和7年12月31日現在)

氏名	現職	委嘱年月日
田島 啓己	労働委員会公益委員	令和7年12月15日
村上 恵実	〃	令和7年12月15日
戸谷 義治	〃	令和7年12月15日
與那嶺 敏	〃	令和7年12月15日
松井 有美	〃	令和7年12月15日
平良 哲康	労働委員会労働者委員	令和7年12月15日
森岡 稔	〃	令和7年12月15日
當間 錦也	〃	令和7年12月15日
本村 文代	〃	令和7年12月15日
平安名 守	〃	令和7年12月15日
田端 一雄	労働委員会使用者委員	令和7年12月15日
小井土 恵美	〃	令和7年12月15日
金城 欣光	〃	令和7年12月15日
菊地 毅	〃	令和7年12月15日
本部 賀代子	〃	令和7年12月15日
榊原 千夏	労働委員会事務局長	令和7年4月10日
古市 実哉	労働委員会事務局調整審査課長	令和7年4月10日
山下 ひかり	労働委員会事務局調整審査課審査監	令和6年4月11日

第3節 事務局

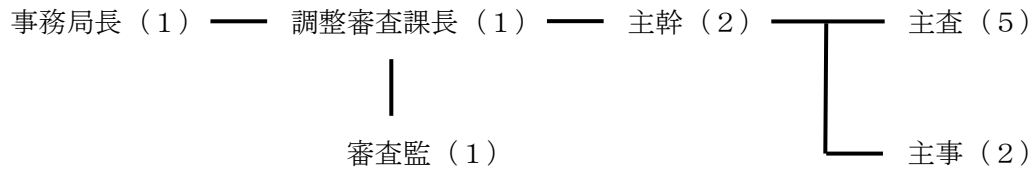
労働委員会事務局は、労組法第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項及び労組法施行令第25条の規定に基づき、委員会の事務を整理するため設置されるものであり、事務局の内部組織は会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

当委員会事務局については、沖縄県労働委員会事務局組織規則（昭和47年沖縄県規則第67号）により内部組織、事務分掌等必要な事項が定められている。

当事務局は、事務局長の下に調整審査課が置かれ、12名の職員が配置されている。

事務局の機構図・職員は、次のとおりである。

事務局機構図



第2章 会議

第2章 会議

労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による合議制の行政委員会であり、重要事項は全て会議で決定される。労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。）第3条に基づく会議は、次のとおりである。

- 1 委員の全員で行う総会
- 2 公益委員の全員で行う公益委員会議
- 3 労調法第19条の規定による調停委員会の会議、労調法第31条の規定による仲裁委員会の会議、労委規則第5条第5項の規定による小委員会の会議

第1節 総会

総会は、労働委員会の最高意思決定機関で、会長の招集のもとに委員全員で行う会議であり、労委規則第4条及び沖縄県労働委員会運営内規（以下「運営内規」という。）第5条の規定により、原則として毎月第2木曜日に定例総会を開催するものとしている。また、委員の全員が新たに任命された場合、その他会長が必要と認める場合等、必要に応じて臨時総会を開催している。

総会への付議事項は、労委規則第5条第1項の規定により、労働協約拡張適用の決議、あっせん員候補者の委嘱及び解任、臨時のあっせん員の委嘱、調停の開始、仲裁の開始、委員の罷免、会長及び会長代理の選挙、強制権限の発動、都道府県労働委員会規則の制定及び改廃、特別調整委員の設置等となっている。その他、公益委員会議における決定事項や、あっせん、調停、仲裁に関する報告等も行われる。

令和7年の総会開催状況は、次のとおりである。

総会開催状況

通算回数	開催月日	議題
978	1.9	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：令和6年における不当労働行為事件の審査の実施状況、 不当労働行為審査関係2件、個別あっせん関係3件、争議予告関係 4 労働情報（労働争議実情調査）：3件 5 その他 (1) 委員特別研修の結果について (2) 四半期別業務状況（令和6年10月～12月）について (3) 令和6年における事件の取扱・処理状況について

通算回数	開催月日	議題
979	2.13	1 承認事項：1件 2 報告事項：不当労働行為審査関係2件、個別あっせん関係4件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：なし 4 その他 (1) 令和6年度沖縄県労働委員会出前講座の実施状況について (2) 令和6年度沖縄県労働委員会出前講座の実施結果報告 (3) 令和6年度使用者向けセミナーの実施状況について (4) 令和7年度総会開催計画について
980	3.13	1 承認事項：1件 2 報告事項：不当労働行為審査関係1件、調整関係1件、 個別あっせん関係2件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：2件 4 その他 (1) 委員特別研修の結果について (2) 令和6年度使用者向けセミナーの実施結果報告等
981	4.10	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：不当労働行為審査関係1件、調整関係1件、 個別あっせん関係2件、争議予告関係 4 労働情報（労働争議実情調査）：2件 5 その他 (1) 四半期別業務状況（令和7年1月から3月まで）について (2) 令和7年諸会議等委員出張計画について (3) 令和7年度労働委員会当初予算について (4) 令和7年度事務局体制について
982	5.8	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、不当労働行為審査関係1件、 調整関係1件、個別あっせん関係4件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 令和7年度九州労働委員会会長会議・事務局長会議の結果について
983	6.19	1 承認事項：1件 2 報告事項：不当労働行為審査関係1件、調整関係2件、 個別あっせん関係4件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 (1) 第92回九州労働委員会連絡協議会の結果について (2) 令和7年度全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の結果について
984	7.10	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係2件、不当労働行為審査関係1件、 調整関係2件、個別あっせん関係3件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 四半期別業務状況（令和7年4月から6月まで）について

通算回数	開催月日	議題
985	8.14	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：不当労働行為審査関係1件、調整関係2件、個別あっせん関係3件、争議予告関係 4 労働情報（労働争議実情調査）：1件 5 その他 令和7年度使用者向けセミナーの実施状況等について
986	9.11	1 承認事項：1件 2 報告事項：不当労働行為審査関係1件、調整関係3件、個別あっせん関係4件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：なし 4 その他 令和7年度沖縄県労働委員会出前講座の実施状況について
987	10.16	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、不当労働行為審査関係1件、調整関係3件、個別あっせん関係5件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：なし 4 その他 (1) 四半期別業務状況（令和7年7月から9月まで）について (2) 令和7年度九州労働委員会公益委員連絡会議の結果について (3) 令和7年度使用者向けセミナーの実施状況について
988	11.20	1 承認事項：1件 2 報告事項：不当労働行為審査関係1件、調整関係3件、個別あっせん関係5件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 (1) 第80回全国労働委員会連絡協議会総会の結果について (2) 令和7年度沖縄県労働委員会出前講座の実施状況について
989	12.11	1 承認事項：1件 2 報告事項：不当労働行為審査関係1件、調整関係4件、個別あっせん関係4件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 令和8年度総会開催計画（素案）について
990	12.15	1 審議事項：2件 2 その他 各側幹事委員の選出結果について

第2節 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行う会議で、労委規則第8条の規定により必要に応じて会長が招集する。

公益委員会議に付議すべき事項は、労委規則第9条等に規定され、主に次のとおりである。

- ① 労働組合が、労組法に定める手続に参加し救済を受けるための資格審査並びに法人格取得のための資格審査及び資格証明（労組法第5条、第11条）
- ② 不当労働行為救済申立ての審査、決定、命令等（労組法第7条、第27条～第27条の21、第27条の23）
- ③ 公益事業における争議行為の予告通知義務違反に対する処罰請求（労調法第42条）
- ④ 地方公営企業等の職員のうち労組法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示（地公労法第5条第2項）
- ⑤ その他会長が必要と認める事項

令和7年の公益委員会議の開催状況は、次のとおりである。

公益委員会議開催状況

通算回数	開催月日	議題
429	2.20	沖労委令和7年(資)第1号に係る労働組合資格審査について（メール会議）
430	5.2	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に係る認定手続の開始について（沖労委令和7年(認)第1号）（メール会議）
431	6.19	1 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定・告示について（沖労委令和7年(認)第1号） 2 沖労委令和7年(資)第2号に係る労働組合資格審査について 3 沖労委令和6年(資)第1号に係る労働組合資格審査について
432	9.11	1 沖労委令和7年(資)第3号に係る労働組合資格審査について 2 沖労委令和7年(資)第4号に係る労働組合資格審査について

第3章 不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

令和7年に取り扱った不当労働行為事件は、前年からの繰越が2件である。このうち1件は和解により終結し、残り1件は次年への繰越となっている。

また、令和3年から令和7年の係属件数は3件で、終結状況は、和解1件、取下げ1件となっている。

令和3年から令和7年までの審査の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 不当労働行為事件取扱状況

(単位：件)

区 分		年					計	
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年		
係属件数	前年繰越	0	0	0	1	2	0	
	新規申立	0	1	1	1	0	3	
	計	0	1	1	2(1)	2(2)	3	
終結状況	取 下 げ	0	1	0	0	0	1	
	和 解	無 関 与	0	0	0	0	0	0
		関 与	0	0	0	0	1(1)	1
		計	0	0	0	0	1(1)	1
	命 令・決 定	救 済	0	0	0	0	0	0
		棄 却	0	0	0	0	0	0
		却 下	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0
	合 計		0	1	0	0	1(1)	2
	平均所要日数(日)		-	44	-	-	439	242
次 年 繰 越		0	0	1	2	1	1	

注) ① () 内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均所要日数は、その年に終結した事件の平均値である。

③ 計欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、令和3年から令和7年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申立人別件数（新規申立分）

（単位：件）

申立人	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
労働組合		0	1	1	1	0	3
個人		0	0	0	0	0	0
個人・労働組合		0	0	0	0	0	0
計		0	1	1	1	0	3

第3表 労組法第7条該当号別件数（新規申立分）

（単位：件）

各号	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
1号		0	0	0	0	0	0
2号		0	0	0	0	0	0
3号		0	0	0	0	0	0
4号		0	0	0	0	0	0
1・2号		0	0	0	0	0	0
1・3号		0	1	1	0	0	2
2・3号		0	0	0	0	0	0
1・2・3号		0	0	0	1	0	1
1・3・4号		0	0	0	0	0	0
計		0	1	1	1	0	3

注) 各号とは、労組法第7条各号のことである。

1号：不利益取扱い、2号：団体交渉拒否、3号：支配介入、4号：報復的不利益取扱い

第4表 従業員数規模別件数（新規申立分）

（単位：件）

従業員	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
49人以下		0	0	0	1	0	1
50～99人		0	0	0	0	0	0
100～199人		0	0	0	0	0	0
200～299人		0	1	0	0	0	1
300～499人		0	0	0	0	0	0
500～999人		0	0	0	0	0	0
1,000人以上		0	0	1	0	0	1
計		0	1	1	1	0	3

第5表 業種別件数（新規申立分）

（単位：件）

業 種	年					計
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
製造業	0	0	0	1	0	1
情報通信業	0	0	0	0	0	0
運輸業、郵便業	0	0	1	0	0	1
金融業、保険業	0	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	0	0
教育、学習支援業	0	1	0	0	0	1
医療、福祉	0	0	0	0	0	0
サービス業(他に分類されないもの)	0	0	0	0	0	0
公務(他に分類されるものを除く)	0	0	0	0	0	0
計	0	1	1	1	0	3

第6表 不当労働行為事件一覧表

No	事件番号	申立人	請求する 救済内容	申立年月日	終結 区分	審査等 の回数	所要 日数	備考
		被申立人		終結年月日				
1	令和5年 (不) 第1号	X組合	①解雇撤回及びバックペイ等の 支払い ②支配介入行為の禁止 ③文書交付及び掲示(団体交渉 の拒否に係る文書を追加)	R5.11.6	和解	調査 4 和解 1	439	
		Y1法人 Y2法人		R7.1.17				
2	令和6年 (不) 第1号	X組合	①組合脱退勧奨行為の禁止及 び謝罪 ②組合員に対する誹謗中傷等の 禁止及び謝罪、職務手当減額の 撤回及び減額分の遡及払い ③団体交渉応諾 ④支配介入の禁止 ⑤救済申立てを理由とした不利 益取扱いの禁止及び謝罪(追 加) ⑥文書掲示	R6.9.17	次年 繰越	調査 5	-	
		Y法人		-				

第2節 審査期間の目標及びその達成状況

1 審査期間の目標について

労組法第27条の18の規定により、不当労働行為事件に係る審査期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとなっている。

当委員会では、審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年沖縄県労働委員会規則第1号）に基づき、審査期間の目標を1年6月と定め（平成17年沖縄県労働委員会公告）、また、審査の実施状況等については、毎年1回、当委員会のホームページ及び年報を利用して公表している。

2 審査期間の目標の達成状況について

令和7年に終結した1件の審査期間は、439日（約1年2月、目標期間内）となっている。

第3節 不当労働行為事件の概要

1 沖労委令和5年(不)第1号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X組合 組合員数：300人			Y1法人 業種：運輸業、郵便業 従業員数：1,000人 Y2法人 業種：運輸業、郵便業 従業員数：25,000人		
申立年月日	令和5年11月6日			終結年月日	令和7年1月17日	
所要日数	439日			終結区分	関与和解	
審査状況	調査回数	4	審問回数	—	和解協議回数	1
審査委員	(委員長)田島 啓己、村上 恵実		参与委員	(労)知花 優 (使)金城 欣光		
請求する救済の内容	1 組合員の解雇をなかったものとして取り扱い、賃金相当額及び損害金を支払うこと。 2 組合からの脱退を勧奨するなどの組織・運営に支配介入することの禁止 3 文書交付及び掲示（団体交渉の拒否に係る文書を追加）					
	労働組合法第7条 該当号		第1号、第2号（追加）、第3号			
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>Y1法人は、同法人沖縄支店の閉鎖に際し、X組合の組合員に対して、組合から脱退しなければグループ会社への転籍拒否や解雇などの不利益な取扱いを受けるとの態度を示し、組合脱退を勧奨するなどした。X組合の組合員は、グループ会社への転籍を拒否され、支店の閉鎖に伴い解雇となった。これらのY1法人の行為は、労組法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。</p> <p>また、Y1法人の親会社であるY2法人はX組合の組合員の転籍や解雇について現実的かつ実質的に支配、決定することができる地位にあり、本件転籍拒否及び本件解雇はY1法人とY2法人が共同して行ったものといえるから、Y2法人との関係でも不当労働行為に該当する。</p> <p>さらに、X組合から支店の存続や従業員の雇用確保の方策について繰り返し団体交渉を求めたにも関わらず、Y1法人は令和5年5月に団体交渉を開催するまで団体交渉を拒否し、具体的な説明を行わなかった。これは労組法第7条第2号の団体交渉の拒否に該当する。</p> <p>【被申立人】</p> <p>組合の主張について否認し争う。</p> <p>支店従業員の解雇はやむを得ない状況の下でなされたもので、解雇において従業員に不利益取扱いをした事実や、組合を脱退することをグループ会社への転籍の雇用条件として提示した事実はない。</p> <p>また、Y1法人とY2法人が完全親子会社であるとは言え、あくまで別法人で個別に経営判断等がなされているものであり、Y1法人の行為がそのままY2法人の行為となるものではない。</p> <p>組合から団体交渉申入れのあった時点では、Y1法人には何らの情報も入らず、状況整理もできない状態であり、組合に具体的な状況説明をしたり、協議したりできるものではなかった。</p>						

経 過

【経過】

4回の委員調査において主張の整理を行い、争点案の提示と審査計画策定に向けた手続を進めるとともに、和解に関する意向や条件等について当事者から聴取を行った。

第4回委員調査終了後、当事者間で和解の協議が進んでいるため、当事者から次回調査期日において労働委員会立会いの下和解協議の場としたい旨の申し出があった。

和解協議では当事者間で協議した内容を基に和解条項の検討を行い、当事者双方が和解協定書案に合意したことから、和解協定が締結された。また、当事者双方から和解認定の申立てがあり、審査委員長が内容について適当と認め本件は終結した。

【主な和解条項】

- 1 被申立人らは、申立人に対して、Y1法人沖縄支店の閉鎖に伴うやりとりにおいて、申立人からの団体交渉申入れに対する不適切な対応があったこと、申立人ないし申立人の組合員の組合活動に対する不適切な対応があったことについて謝罪し、今後再発防止に努めることを約束する。
- 2 Y1法人及び利害関係人は、令和×年×月×日付けで利害関係人の雇用契約が終了していることを確認する。
- 3 Y1法人は、利害関係人に対して、解決金として××円の支払義務があることを認める。
- 4 被申立人らは、利害関係人に対して、Y1法人沖縄支店の閉鎖に伴う利害関係人の解雇に至る経緯において、利害関係人の組合活動に対する不適切な対応があったことについて謝罪する。

2 沖労委令和6年(不)第1号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X組合 組合員数：9人			Y法人 業種：製造業 従業員数：34人		
申立年月日	令和6年9月17日			終結年月日	—	
所要日数	—			終結区分	次年繰越	
審査状況	調査回数	5	審問回数	—	和解協議回数	—
審査委員	與那嶺 敏	参 与 委 員	(労)平安名 守 (與那覇栄蔵委員の退任に伴う変更) (使)小井土 恵美			
請求する救済の内容	<p>1 労働組合脱退勧奨行為を認め、謝罪すること。</p> <p>2 A執行委員長に対する誹謗中傷行為を認め、謝罪すること。さらにA執行委員長のみ減額された職務手当を元に戻し遡って差額を支給すること。</p> <p>3 団体交渉に応じること。</p> <p>4 労働組合の活動を支配し、若しくはこれに介入することなく、自由な組合活動を労使基本協約にて認めること。</p> <p>5 救済申立てを理由とした不利益な扱いを認め、申立人及び全従業員に謝罪し、監視カメラを撤去すること。（追加）</p> <p>6 Y法人各事業所における文書掲示及びY法人ホームページ・SNS、県内全紙に謝罪文（謝罪広告）を掲載すること。</p>					
	労働組合法第7条 該当号		第1号、第2号、第3号、第4号（追加）			
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>Y法人の従業員がX組合を結成した直後からY法人の次の行為があった。これらは労組法第7条第1号、第2号、第3号及び第4号の不当労働行為である。</p> <p>(1) 全従業員を対象として基本給のベースアップが実施されたが、執行委員長はベースアップの一方で職務手当の減額が行われた。（第1号及び第3号）</p> <p>(2) 団体交渉の申入れを行ったが、Y法人は執行委員長のうつ病罹患にかかる診断書の提出を求め、診断書の提出があるまでは協議に応じないとして、団体交渉を拒否した。（第2号）</p> <p>(3) Y法人役員は、従業員との個人面談において、組合加入の有無を聞き出すなどの行為や、組合を脱退すれば管理職に登用することを示唆する言動を行ったほか、全従業員が集まる朝礼等においてA執行委員長を誹謗中傷し組合活動を批判する発言、組合の結成及び運営に関して介入する発言、そのほか一部の従業員に組合脱退届のとりまとめを行わせる行為など、X組合の組合員に対する脱退勧奨といえる言動があった。（第3号）</p> <p>(4) X組合が(1)から(3)までの行為について沖縄県労働委員会に救済申立てを行ったところ、従業員に対しA執行委員長とX組合を誹謗中傷する書面が配布され、組合申込書に署名した日時や組合脱退の理由等を書かせるアンケートが実施された。また、組合活動を監視するためのカメラを設置し、X組合員のみ勤務時間中の携帯電話やボイスレコーダーの使用を禁止する措置がとられた。さらに、A執行委員長に対して支給されていた社宅家賃補助が突然廃止された。（第1号、第3号及び第4号）</p>						

【被申立人】

組合の主張について否認し争う。

- (1) 職務手当の減額は執行委員長の非違行為や業務拒否による業務内容の変更などが理由であり、組合員であること、組合活動をしたことが理由ではない。
- (2) A執行委員長の健康状態に関する診断書を提出した後に団体交渉を行うと組合と合意したが、その後診断書の提出がなく、提出しない理由についても具体的な説明はなかったことから、団体交渉を実施することができなかった。
- (3) 個人面談や朝礼等において、組合からの脱退勧奨や組合の弱体化を目的として発言したことはない。また、一部組合員から組合脱退について相談を受けたことはあるが、Y法人は脱退届の書式作成や署名、提出には関与していない。
- (4) A執行委員長が就業時間内に業務と関連性を有しない行為をしていたかどうかの事実確認のため従業員に対しアンケートを実施したが、誹謗中傷にあたるような内容ではない。また、カメラの設置は防犯や作業の確認及びスタッフの安全確認等を目的としており、携帯電話等の使用禁止は職務専念義務の順守等を目的としているから組合員に限って禁止しているものではない。A執行委員長に対して恩恵的に行っていた社宅家賃補助に関しては、A執行委員長による非違行為等があり信頼関係が破壊されたことから廃止するに至った。これらの行為は組合の立上げや救済申立てを理由とするものではなく、支配介入意思もないから、不当労働行為にはあたらない。

経 過

令和6年9月17日の申立て後、委員調査を5回実施した。(次年へ繰越)

第4章 労働争議の調整

第4章 労働争議の調整

令和7年に取り扱った調整事件は、新規申請が7件で、調整区分はあっせんとなっている。このうち2件が解決、2件が打ち切りにより終結し、次年への繰越は3件となっている。

また、令和3年から令和7年における係属件数は12件となっている。

令和3年から令和7年までの調整事件の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 調整事件処理状況

(単位：件)

年		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
区 分							
係 属 件 数	前年繰越	0	1	0	2	0	0
	新規申請	2	1	2	0	7	12
	あっせん	2	1	2	0	7	12
	調 停	0	0	0	0	0	0
	仲 裁	0	0	0	0	0	0
	計	2	2(1)	2	2(2)	7	12
終 結 状 況	解 決	1	0	0	2(2)	2	5
	打 切 り	0	2(1)	0	0	2	4
	取 下 げ	0	0	0	0	0	0
	不 開 始	0	0	0	0	0	0
	計	1	2(1)	0	2(2)	4	9
平均調整回数(回)	4	2	-	1	2	2	
平均所要日数(日)	153	184	-	60	95	123	
解決率(%)	100	0	-	100	50	63	
次 年 繰 越	1	0	2	0	3	3	

注) ① () 内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件(あっせん員指名前に取り下げられた事件、不開始事件を除く。)の平均値である。

$$\text{③ 解決率(\%)} = \frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

④ 計欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、令和3年から令和7年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

申請者		年					計
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
当事者	労働組合	2	1	1	0	7	11
	使用者	0	0	1	0	0	1
	労使双方	0	0	0	0	0	0
職 権		0	0	0	0	0	0
計		2	1	2	0	7	12

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数		年					計
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
49人以下		0	0	2	0	1	3
50～99人		0	0	0	0	2	2
100～199人		0	0	0	0	2	2
200～299人		1	0	0	0	0	1
300～499人		0	0	0	0	0	0
500～999人		0	1	0	0	0	1
1,000人以上		1	0	0	0	2	3
計		2	1	2	0	7	12

第4表 産業別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種		年					計
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
建設業		0	0	0	0	0	0
製造業		0	0	0	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業		0	0	0	0	0	0
情報通信業		0	0	0	0	1	1
運輸業、郵便業		0	0	1	0	3	4
卸売業、小売業		0	0	0	0	0	0
金融業、保険業		0	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業		0	0	0	0	0	0
教育、学習支援業		0	0	1	0	1	2
医療、福祉		1	0	0	0	0	1
サービス業(他に分類されないもの)		1	1	0	0	2	4
公務(他に分類されるものを除く)		0	0	0	0	0	0
合 計		2	1	2	0	7	12

第5表 調整事項別件数（新規申請分）

（単位：件）

調整事項		年					計
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
組合承認・組合活動		0	0	0	0	3	3
協約締結・全面改定		0	0	0	0	1	1
協約効力・解釈		0	0	0	0	2	2
賃 金 等	賃金増額	0	0	2	0	0	2
	一時金	0	0	0	0	0	0
	諸手当	1	0	0	0	0	1
	その他賃金に関するもの	0	0	1	0	1	2
	退職一時金・年金	0	0	0	0	0	0
小計		1	0	3	0	1	5
給 労 与 働 以 条 外 の	労働時間	1	0	0	0	0	1
	休日・休暇	2	0	0	0	0	2
	定年制	0	0	0	0	0	0
	その他の労働条件	0	0	0	0	0	0
小計		3	0	0	0	0	3
経 営 又 は 人 事	事業休廃止・事業縮小	0	0	0	0	0	0
	人員整理	0	0	0	0	0	0
	配置転換	0	0	0	0	0	0
	解雇	0	0	0	0	0	0
	その他の経営人事	0	0	0	0	1	1
小計		0	0	0	0	1	1
福利厚生		0	0	0	0	0	0
団交促進		1	1	1	0	4	7
事前協議制		0	0	0	0	0	0
その他		1	1	1	0	1	4
合計		6	2	5	0	13	26

注) 申請は複数の調整事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第6表 調整事件一覧

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					あっせん員 指名年月日				
					終結年月日				
1	令和7年 (調) 第1号	労働組合	<p>団体交渉合意内容の履行、非組合員との賃金差別の撤廃、団体交渉応諾及び組合員に対する嫌がらせ行為の停止を求めて申請された。</p> <p>あっせん事項が多岐にわたっていることから、申請者が最も重視する事項を中心に当事者の意向を確認しながら調整した。</p> <p>第2回及び第3回あっせんではあっせん事項のうち合意可能な範囲について確認書として署名を交わした。また、被申請者の不当労働行為に関する理解を深めることを目的に、期日間に使側あっせん員が被申請者に対して勉強会を実施した。</p> <p>第4回あっせんを行ったが、団体交渉合意内容の履行について当事者間の意見の隔たりが大きく、申請者がこれ以上のあっせん継続は困難との意向を示したことから打ち切りとなった。</p>	運輸業、郵便業	R7.3.11	打ち切り	4	169	(公)松井、戸谷 (労)森岡 (労)大屋委員の退任に伴う変更 (使)金城
					R7.3.17 R7.7.11 (労側あっせん員の変更)				
					R7.9.1				
2	令和7年 (調) 第2号	労働組合	<p>誠実団交、パワハラ問題への対応、組合軽視の言動を改めること等を求めて申請された。</p> <p>あっせん事項が多岐にわたっていることから、申請者が最も重視する事項を中心に当事者の意向を確認しながら調整した。</p> <p>第1回あっせんでは昨年から滞っていた賃上げ及び一時金に関して団体交渉することを確認書として合意を交わし、第2回あっせんでは団体交渉状況を聴取しあっせんに継続した。</p> <p>期日間に賃上げ及び一時金について団体交渉で妥結したことから、第3回あっせんでは申請者が最も優先する事項を中心にあっせん案を示したところ、当事者双方がこれを受け入れ、解決した。</p>	運輸業、郵便業	R7.6.6	解決	3	124	(公)田島 (労)知花 (使)菊地
					R7.6.16				
					R7.10.17				
3	令和7年 (調) 第3号	労働組合	<p>組合員の雇用継続、賃金の保障、人事評価資料の開示等を求めて申請された。</p> <p>被申請者は、あっせん事項のいずれも受け入れる余地がないとし、あっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。</p>	教育、学習支援業	R7.8.19	打ち切り	0	22	(公)與那嶺 (労)本村 (使)田端
					R7.8.28				
					R7.9.18				

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					あっせん員 指名年月日				
					終結年月日				
4	令和7年 (調) 第4号	労働組合	1日半の無断欠勤を理由として組合員が雇止めされたことは不当であるとして、解決金を求めて申請された。 第1回あっせんにおいてあっせん案を口頭で提示した上であっせんに継続した。 第2回あっせんでは、被申請者からあっせん案に相互に誹謗中傷を行わない旨の確認事項を入れたいと要望があり、これを含めたあっせん案をあらためて示したところ、当事者双方がこれを受け入れ、解決した。	情報通信業	R7.9.9	解決	2	65	(公)田島 (労)森岡 (使)金城
					R7.9.24				
					R7.11.27				
5	令和7年 (調) 第5号	労働組合	既に団体交渉で合意した新たな賃金体系に係る労使合意書の締結、労働組合掲示板の設置及び組合分会チラシの配布の許可を求めて申請された。	運輸業、郵便業	R7.10.29	次年繰越	1	-	(公)松井 (労)當間 (使)田端
					R7.11.11				
					-				
6	令和7年 (調) 第6号	労働組合	昇給、賞与に係る団体交渉の申入れを行ったところ、被申請者の社長は代理人弁護士を通すことや、書面により回答することに固執し、対面での団体交渉を拒否しているとして、社長との対面による団体交渉を求めて申請された。	サービス業(他に分類されないもの)	R7.11.20	次年繰越	-	-	(公)村上 (労)本村 (使)小井土
					R7.12.4				
					-				
7	令和7年 (調) 第7号	争議団	従業員有志で構成する申請者から、被申請者の社長に対し、従業員と賞与や昇給についての話し合い、今後の方針を説明すること等を求めて申請された。	サービス業(他に分類されないもの)	R7.11.27	次年繰越	-	-	(公)村上 (労)本村 (使)小井土
					R7.12.4				
					-				

注) 所要日数は、あっせん員指名日(当日を含む。)から終結日(当日を含む。)までの日数である。

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

令和7年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は、前年からの繰越が3件、新規申請が18件の計21件である。このうち1件が解決、1件が取下げ、16件が打切りにより終結し、次年への繰越は3件となっている。

また、令和3年から令和7年における係属件数は66件で、終結状況は、解決13件、打切り45件、取下げ4件、不開始1件となっている。

令和3年から令和7年までの取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 個別労働関係紛争あっせん事件処理状況

(単位：件)

区分		年					計
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
係属 件数	前年繰越	2	0	4	1	3	2
	新規	5	11	11	19	18	64
	計	7	11	15	20	21	66
終 結 状 況	解決	2	2	3(3)	5	1(1)	13
	打切り	5(2)	4	10(1)	10(1)	16(2)	45
	取下げ	0	1	1	1	1	4
	不開始	0	0	0	1	0	1
	計	7(2)	7	14(4)	17(1)	18(3)	63
	平均調整回数(回)	0.6	0.6	0.8	0.5	0.2	0.5
	平均所要日数(日)	70	38	56	61	55	56
	解決率(%)	28.6	33.3	23.1	33.3	5.9	22.4
次年繰越	0	4	1	3	3	3	

注) ① () 内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件（あっせん員指名前に取り下げられた事件、不開始事件を除く。）の平均値である。

③ 解決率(%) = $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$

④ 計欄は、当該期間（5年）を1期間とした時の係属件数等であり、令和3年から令和7年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

(単位：件)

申請者		年					計
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
労働者		5	10	11	19	18	63
使用者		0	1	0	0	0	1
計		5	11	11	19	18	64

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
49人以下		2	5	5	5	2	19
50～99人		0	3	0	1	1	5
100～299人		0	2	2	1	3	8
300～499人		0	1	1	6	7	15
500人以上		3	0	3	6	5	17
計		5	11	11	19	18	64

第4表 産業別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
農業、林業		0	0	0	0	0	0
建設業		1	0	0	1	0	2
製造業		0	1	0	0	1	2
情報通信業		0	0	0	0	0	0
運輸業、郵便業		0	0	0	0	0	0
卸売業、小売業		0	1	0	2	0	3
金融業、保険業		1	0	1	0	0	2
不動産業、物品賃貸業		0	0	0	1	0	1
学術研究、専門・技術サービス業		0	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業		0	1	1	2	1	5
生活関連サービス業、娯楽業		0	0	2	1	1	4
教育、学習支援業		1	2	2	4	4	13
医療、福祉		0	5	3	2	2	12
複合サービス事業		2	0	0	0	0	2
サービス業（他に分類されないもの）		0	1	2	6	9	18
公務（他に分類されるものを除く）		0	0	0	0	0	0
合計		5	11	11	19	18	64

第5表 紛争内容別件数（新規申請分）

（単位：件）

紛争内容		年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
経営又は人事	解雇		3	5	3	5	5	21
	配置転換、出向・転籍		0	2	1	0	0	3
	復職		0	0	1	2	0	3
	懲戒処分		0	1	1	1	0	3
	退職		0	0	1	2	0	3
	勤務延長、再雇用		1	0	0	0	1	2
	その他経営又は人事		0	0	1	0	0	1
小計			4	8	8	10	6	36
賃金等	賃金未払		0	0	0	4	1	5
	賃金増額		0	0	0	0	0	0
	賃金減額		0	0	0	0	0	0
	一時金		0	0	0	0	0	0
	退職一時金		0	0	0	0	1	1
	解雇手当		1	0	0	0	0	1
	休業手当		0	0	0	0	0	0
	諸手当		0	0	1	0	0	1
	その他賃金		0	1	0	0	0	1
年金(企業年金・厚生年金等)		0	0	0	0	0	0	
小計			1	1	1	4	2	9
労働条件等	労働契約		0	0	0	0	0	0
	労働時間		0	2	0	0	0	2
	休日・休暇		0	1	0	0	0	1
	年次有給休暇		0	1	0	0	0	1
	育児休業・介護休業		0	0	0	0	0	0
	時間外労働		0	0	0	0	0	0
	安全・衛生		0	0	0	1	0	1
	福利厚生制度		0	0	0	0	0	0
	社会保険		0	0	0	0	0	0
	労働保険		0	0	0	0	0	0
	その他の労働条件等		0	0	0	1	0	1
小計			0	4	0	2	0	6
人間関係	セクハラ		0	0	0	0	0	0
	パワハラ・嫌がらせ		1	5	7	5	8	26
小計			1	5	7	5	8	26
その他			2	4	6	9	15	36
合計			8	22	22	30	31	113

注) 申請は複数のあつせん事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第6表 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					あっせん員 指名年月日				
					終結年月日				
1	令和6年 (個) 第17号	労働者	就労場所である被申請者へのハラスメント申立てに対する審査請求等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	教育、学習支援業	R6.10.10 R6.10.17 R7.3.6	打ち切り	0	148	(公)與那嶺 (労)木本 (使)金城
2	令和6年 (個) 第18号	労働者	会社の重要事項に関わる情報を入力していたにも関わらず上司への報告を怠ったため、被申請者に損害を与えたとして懲戒処分を受けたが、これに納得がいけないとして処分の撤回を求めて申請された。 当事者から事情を聴取し、互いの意向を反映させたあっせん案を提示したところ、双方がこれを受け入れ解決した。	建設業	R6.10.24 R6.10.30 R7.2.4	解決	3	104	(公)田島 (労)知念 (使)田端
3	令和6年 (個) 第19号	労働者	就業先における労働環境等による体調悪化などを背景に、個人情報開示、雇止め撤回、謝罪等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業 (他に分類されないもの)	R6.12.9 R6.12.18 R7.1.21	打ち切り	0	44	(公)與那嶺 (労)知花 (使)菊地
4	令和7年 (個) 第1号	労働者	就業先における労働環境等による体調悪化などを背景に、個人情報開示、雇止め撤回、謝罪等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業 (他に分類されないもの)	R7.1.31 R7.2.14 R7.3.28	打ち切り	0	57	(公)村上 (労)與那覇 (使)田端
5	令和7年 (個) 第2号	労働者	就労場所である被申請者へのハラスメント申立てに対する審査請求等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	教育、学習支援業	R7.3.28 R7.4.2 R7.5.20	打ち切り	0	54	(公)與那嶺 (労)知花 (使)大城
6	令和7年 (個) 第3号	労働者	就業先における労働環境等による体調悪化などを背景に、個人情報開示、雇止め撤回、謝罪等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業 (他に分類されないもの)	R7.4.11 R7.4.16 R7.4.23	打ち切り	0	13	(公)村上 (労)知念 (使)本部
7	令和7年 (個) 第4号	労働者	被申請者から明確な説明がないまま契約期間満了前に解雇を告げられたことから、本来支払われるはずであった残りの期間の金銭補償を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	製造業	R7.4.11 R7.4.30 R7.5.20	打ち切り	0	40	(公)戸谷 (労)與那覇 (使)菊地
8	令和7年 (個) 第5号	労働者	上司からのパワーハラスメントにより被った精神的苦痛に対する損害賠償を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業 (他に分類されないもの)	R7.4.14 R7.4.18 R7.4.30	打ち切り	0	17	(公)村上 (労)大屋 (使)田端

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					あっせん員 指名年月日				
					終結年月日				
9	令和7年 (個) 第6号	労働者	就業先における労働環境等による体調悪化などを背景に、個人情報開示、雇止め撤回、謝罪等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業 (他に分類されないもの)	R7.5.26 R7.6.4 R7.6.27	打ち切り	0	33	(公)戸谷 (労)知念 (使)本部
10	令和7年 (個) 第7号	労働者	就労場所である被申請者へのハラスメント申立てに対する審査請求等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	教育、学習支援業	R7.6.2 R7.6.10 R7.7.28	打ち切り	0	57	(公)與那嶺 (労)與那覇 (使)田端
11	令和7年 (個) 第8号	労働者	管理職として管理していた現場でのトラブルの責任から不支給となった管理職手当等及び賞与の遡及支給を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業 (他に分類されないもの)	R7.6.20 R7.7.1 R7.7.16	打ち切り	0	27	(公)村上 (労)與那覇 (使)大城
12	令和7年 (個) 第9号	労働者	解雇決定後に被申請者から受けた嫌がらせによる精神的苦痛に対する慰謝料、被申請者が交付した書類の再作成等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	医療、福祉	R7.7.31 R7.8.12 R7.12.15 (労側あっせん員の変更) R7.12.23	打ち切り	0	146	(公)村上 (労)森岡 (使)與那覇委員の退任に伴う変更 (使)本部
13	令和7年 (個) 第10号	労働者	就業先における労働環境等による体調悪化などを背景に、個人情報開示、雇止め撤回、謝罪等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業 (他に分類されないもの)	R7.8.14 R7.8.26 R7.9.8	打ち切り	0	26	(公)戸谷 (労)森岡 (使)菊地
14	令和7年 (個) 第11号	労働者	就労場所である被申請者へのハラスメント申立てに対する審査請求等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	教育、学習支援業	R7.8.14 R7.8.26 R7.10.9	打ち切り	0	57	(公)與那嶺 (労)森岡 (使)菊地
15	令和7年 (個) 第12号	労働者	退職金の未払分や労災給付金相当額の支払い等を求めて申請された。 過去に裁判で和解し債権債務を全て放棄していることから、申請者から取下げの申請があった。	生活関連サービス業、娯楽業	R7.8.29 - R7.9.12	取下げ	0	15	(公)松井 (労)當間 (使)大城
16	令和7年 (個) 第13号	労働者	在職時に上司から怒鳴られたこと等により受けた精神的苦痛に対する慰謝料等を求めて申請された。	医療、福祉	R7.9.9 R7.9.29 R7.12.15 (労側あっせん員の変更) -	次年繰越	-	-	(公)村上 (労)平良 (使)知花委員の退任に伴う変更 (使)菊地
17	令和7年 (個) 第14号	労働者	就業先における労働環境等による体調悪化などを背景に、個人情報開示、雇止め撤回、謝罪等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業 (他に分類されないもの)	R7.9.29 R7.10.7 R7.10.24	打ち切り	0	26	(公)戸谷 (労)本村 (使)金城

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					あっせん員 指名年月日				
					終結年月日				
18	令和7年 (個) 第15号	労働者	就業場所である被申請者へのハラスメント申立てに対する審査請求等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	教育、学習支援業	R7.10.26	打ち切り	0	61	(公)與那嶺 (労)當間 (使)大城
					R7.11.11				
					R7.12.25				
19	令和7年 (個) 第16号	労働者	就業先における労働環境等による体調悪化などを背景に、個人情報開示、雇止め撤回、謝罪等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業 (他に分類されないもの)	R7.11.10	打ち切り	0	32	(公)戸谷 (労)知花 (使)本部
					R7.11.21				
					R7.12.11				
20	令和7年 (個) 第17号	労働者	就業先における労働環境等による体調悪化などを背景に、個人情報開示、雇止め撤回、謝罪等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業 (他に分類されないもの)	R7.12.18	次年繰越	-	-	(公)戸谷 (労)平良 (使)田端
					R7.12.26				
					-				
21	令和7年 (個) 第18号	労働者	職場環境の改善提案書を作成していたところ、上司からその内容について追及を受けたことや強引に面談させられたことを契機に心身に支障が出たとして、経済的不利益の補填と謝罪文の交付、ハラスメント再発防止策の策定等を求めて申請された。	宿泊業、飲食サービス業	R7.12.25	次年繰越	-	-	(公)田島 (労)森岡 (使)本部
					R8.1.16				
					-				

注) 所要日数は、申請日(当日を含む。)から終結日(当日を含む。)までの日数である。

第6章 労働組合の資格審査等

第6章 労働組合の資格審査等

第1節 労働組合の資格審査

令和7年中に取り扱った労働組合資格審査は5件あり、不当労働行為救済申立てに伴うものが1件で適合、労働委員会労働者委員候補者推薦に係るものが4件で適合となっている。

令和3年から令和7年までの労働組合資格審査の状況は、第1表のとおりである。

第1表 年別取扱状況

区分		年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計	
係属件数	前年繰越		0	0	0	1	1	0	
	新規申請		4	1	5	1	4	15	
	事由別	不当労働行為		0	0	1	1	0	2
		法人登記		0	0	1	0	0	1
		委員推薦		4	1	3	0	4	12
		総会決議		0	0	0	0	0	0
	計		4	1	5	2	5	15	
最終状況	適合		4	1	3	1(1)	5(1)	14	
	不適合		0	0	0	0	0	0	
	取下げ・打切り		0	0	1	0	0	1	
	計		4	1	4	1(1)	5(1)	15	
次年繰越			0	0	1	1	0	0	

注) ① () 内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 計欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、令和3年から令和7年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 労働組合資格審査一覧表(令和7年取扱分)

番号	申請組合名	申請事由	申請年月日	決定・終結年月日	結果
1	労働組合A	不当労働行為救済申立て	R6.10.8	R7.6.19	適合
2	労働組合B	労働者委員候補者推薦	R7.2.6	R7.2.20	適合
3	労働組合C	労働者委員候補者推薦	R7.6.4	R7.6.19	適合
4	労働組合D	労働者委員候補者推薦	R7.8.22	R7.9.11	適合
5	労働組合E	労働者委員候補者推薦	R7.8.25	R7.9.11	適合

第2節 地公労法第5条第2項の認定及び告示

1 概況

地公労法第5条第2項の規定により、地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労組法第2条第1号に規定する者の範囲を、労働委員会が認定して、告示することとなっている。

令和7年中の取扱件数は1件である。

事件番号	申出者	申出年月日	組 合 名	認定手続開始年月日	告示年月日
	企業名			認定年月日	公報番号
令和7年 (認) 第1号	沖縄県病院事業管理者 沖縄県病院事業局長	R7.4.21	・沖縄県病院事業局職員労働組合 ・沖縄県公務員医師労働組合	R7.5.8	R7.7.8
	沖縄県病院事業			R7.6.19	第5328号

2 告示内容

沖縄県病院事業局において組織改編に伴う職の新設等があり、組織改編後における労働組合法第2条第1号の規定に該当する者（労働組合の非組合員）の範囲を次のとおり認定して告示した。

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者	
沖縄県病院事業局	本庁機関	病院事業統括監	
	総務企画課	課長 副参事 班長 主幹	
	経営課	課長 室長 班長（施設整備・ICT推進班の班長を除く。） 主幹（施設整備・ICT推進班の主幹を除く。）	
	管理課	課長 医療企画監 看護企画監 病院管理監 班長 主幹 人事、給与、サービス、組織定数、人材確保及び労使関係担当の主査及び主任技師	
	出先機関	北部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 設備・調達課長 看護部長 副看護部長
		南部医療センター・こども医療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 設備・調達課長 看護部長 副看護部長
		宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		八重山病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		精和病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 医事・経営課長 看護部長 副看護部長
病院総務事務センター		所長 副所長	

第3節 争議行為予告通知

令和7年に労調法第37条の規定に基づき争議行為予告通知のあった件数は、当委員会で受け付けたもの3件、中央労働委員会で受け付けたもので本県に関わりのあるもの36件、合計39件であり、当委員会で受け付けた争議行為予告通知の概況は次表のとおりである。

争議行為予告通知一覧表（当委員会受付分）

番号	通知者等	受付年月日	争議項目	備考
		予告年月日		
1	日本トランスオーシャン航空乗員組合 業種：運輸業 組合員数：128人	R7. 2. 19	賃金に関する要求 一時金に関する要求 勤務に関する要求 コミュート制度に関する要求 特別運航乗務員に関する要求	実情調査 実施
		R7. 3. 12以降 争議解決の日まで		
2	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種：運輸業 組合員数：941人	R7. 2. 27	夏季一時金 人員補充 港湾制度政策等	実情調査 実施
		R7. 3. 17以降 争議解決の日まで		
3	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種：医療事業 組合員数：639人	R7. 10. 23	一時金の引下げ阻止 賃上げ要求 労働環境の改善	実情調査 実施
		R7. 11. 6以降 争議解決の日まで		

第4節 労働争議の実情調査

労委規則第62条の2の規定に基づく労働争議の実情調査は、労調法第37条の規定に基づき当委員会または中央労働委員会で受け付けた争議行為予告通知について、県内に本社若しくは組合本部のあるもの又は県民生活に特に影響のあるものについて実施している。

令和7年における労働争議の実情調査件数は3件で、次表のとおりである。

労働争議の実情調査実施状況一覧表

番号	通知者等	争議項目	争議行為の有無	調査開始日	終結区分
				調査終了日	
1	日本トランスオーシャン航空乗員組合 業種：運輸業 組合員数：128人	賃金に関する要求 一時金に関する要求 勤務に関する要求 コミュート制度に関する要求 特別運航乗務員に関する要求	無	R7. 2. 19	解決
				R7. 3. 19	
2	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種：運輸業 組合員数：941人	夏季一時金 人員補充 港湾制度政策等	無	R7. 2. 27	打切り
				R7. 7. 24	
3	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種：医療事業 組合員数：639人	一時金の引下げ阻止 賃上げ要求 労働環境の改善	有	R7. 10. 23	解決
				R7. 12. 4	

第7章 各種連絡会議、研修及び広報等

第7章 各種連絡会議、研修及び広報等

第1節 連絡会議

労働委員会相互の連絡調整を図るため、全国及び各ブロックにおいて連絡協議会及び連絡会議を設置し、会議を開催することとしている。

1 全国会議

令和7年における当委員会に係る全国会議は次のとおりである。

令和7年開催 全国会議一覧表

月日	会議名	主催等
(1) 6月12日	全国労働委員会事務局長連絡会議	中労委
(2) 6月13日	全国労働委員会会長連絡会議	〃
(3) 10月23日	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	〃
(4) 10月24日	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	〃
(5) 11月13日	全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議	〃
(6) 11月13日・14日	全国労働委員会連絡協議会総会	〃

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議（6月12日和歌山県）

ア 議事

- (ア) 審査概況等について
- (イ) 調整事件等の概況について

イ 議題懇談

- (ア) 「外国人労働者に係る事案への対応について」
- (イ) 「事務局職員の人材育成等について」

(2) 全国労働委員会会長連絡会議（6月13日和歌山県）

ア 講演

「今後の労働基準関係法制の検討課題」

説明：明治大学法学部教授・中央労働委員会公益委員 山川隆一 氏

イ 議題懇談

「和解の取組について」

(3) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（10月23日東京都）

- 第1議題「労働組合法第2条の「主体」性について」
- 第2議題「労働委員会の民事訴訟のIT化への対応について」
- 第3議題「労働委員会事務局における人材確保・育成について」

(4) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（10月24日東京都）

ア 調整業務の運営について

イ 都道府県労働委員会からの事例報告

（福岡県労働委員会〔調〕／鳥取県労働委員会〔個〕）

ウ 都道府県労働委員会からの業務報告（静岡県・和歌山県・山口県労働委員会）

(5) 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議（11月13日東京都）

議題：「比較法からみた日本のハラスメント法制の特徴と課題—2025年労働施策総合推進法等改正を踏まえて」

講師：日原雪恵氏（東京大学社会科学研究所准教授）

(6) 第80回全国労働委員会連絡協議会総会（11月13日・14日東京都）

ア 議題

- (ア) 第1議題「働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について」
(中労委提案)
- (イ) 第2議題「コロナ禍の教訓から学ぶ」
(中労委提案)

イ 講演

「労働委員会委員にとってのOJTとOff-JT：職業能力開発の理想と現実」
講師：諏訪康雄氏（元中央労働委員会会長 法政大学名誉教授）

2 九州ブロック会議

令和7年における当委員会に係る九州ブロック会議は次のとおりである。

令和7年開催 九州ブロック会議一覧表

月日	会議名	主催等
(1) 1月30日・31日	九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）	宮崎県
(2) 3月4日・5日	九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会	福岡県
(3) 3月6日・7日	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議	宮崎県
(4) 4月24日	九州労働委員会事務局長会議	大分県
(5) 4月24日	九州労働委員会会長会議	大分県
(6) 5月14日・15日	九州ブロック労委労協総会・研修会	福岡県
(7) 5月15日・16日	九州労働委員会連絡協議会	福岡県
(8) 7月10日・11日	九州労働委員会事務局調査研究会議（調整部門）	鹿児島県
(9) 9月1日・2日	九州ブロック労委労協第1回幹事会	福岡県
(10) 8月28日	九州労働委員会事務局課長会議	熊本県
(11) 10月9日	九州労働委員会公益委員連絡会議	宮崎県

(1) 九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）（1月30日・31日宮崎県）

ア 議題

- (ア) いわゆる一人親方や事業主である組合員が所属する組合の資格審査について
- (イ) 直近の組合資格審査で適合決定を受けた労働組合から再度組合資格審査の申請がなされた場合の対応について
- (ロ) 団交拒否について
- (ハ) 支配介入意思と労組法7条3号の成否について
- (ニ) 不当労働行為救済命令を履行しようとする被申立人（使用者）からの協議に申立人（労働組合）が応じない場合の履行確認方法について
- (ホ) 不当労働行為事件審査の迅速化のための取組について（情報交換）
- (ヘ) 労働組合法等に係る公益通報への対応について（情報交換）
- (ニ）当事者双方の代理人として弁護士がついていない事案への対応（情報交換）
- (ケ) 救済利益について

イ 研修会（講演）

内容：「事実認定の手法について」
講師：東京都労働委員会事務局 法務専門課長 村上英一 氏

(2) 九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会（3月4日福岡県）

- ア 2024年度全国労委労協の取り組みについて
- イ 2024年度九プロ労委労協の取り組みについて
- ウ 2025年度九プロ労委労協総会・研修会（5月14日・15日）の開催について
- エ 全国労働委員会連絡協議会総会 副議長・場内発言の順位について
- オ 九プロ労委労協総会の開催計画について

- カ 2025年度第1回幹事会について
- キ 持続可能な組織運営のための財政見直しについて
- ク 各県の特徴的状況

(3) 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議（3月6日・7日宮崎県）

- 議題1 全労委運営委員会の報告
- 議題2 各県における審査・調整・個別あっせん事件の特徴的事件について（意見・情報交換）

(4) 九州労働委員会事務局長会議（4月24日大分県）

- 議題1 「令和6年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算（案）の承認について」
- 議題2 「九州労働委員会協議会に係る研修等の事務処理要領の一部改定について（協議）」
- 議題3 「九州労働委員会等申し合わせ事項の改正について（協議）」
- 議題4 「令和7年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算（案）の承認について」
- 議題5 「労働委員会規則第87条の「委員会の相互援助」の活用等について」
- 議題6 「審査等の迅速化のための代理人との日程調整等について（情報交換）」

(5) 九州労働委員会会長会議（4月24日大分県）

- 議題1 「労使紛争を繰り返す事例への労働委員会の対応について」
- 議題2 「労働委員会と都道府県労働局等との連携等、労働委員会の活性化策について（情報交換）」

(6) 2025年度九州ブロック労委労協総会・研修会（5月14日・15日福岡県）

ア 議事

- (ア) 2024年活動経過報告
- (イ) 2024年会計決算報告
- (ウ) 2024年会計決算監査報告
- (エ) 2025年の取組（案）
- (オ) 2025年予算（案）
- (カ) 2025年役員体制（案）

イ 研修会

- 講演：「労働法制の動向と個別労働紛争の状況」
- 講師：ナリッジ共同法律事務所 弁護士 安元隆治 氏

(7) 第92回九州労働委員会連絡協議会（5月15日・16日福岡県）

ア 研修会

- 講演：「労働委員会の救済命令と取消訴訟 ～最近の労委命令に対する司法審査～」
- 講師：九州大学大学院法学研究院教授 山下昇 氏

イ 議事

- (ア) 議題1 業務委託契約に基づき飲食店の運営を行う組合員の労働者性について
- (イ) 議題2 個別労働関係紛争あっせん事件についての特徴的な事例の検討
- (ウ) 議題3 労働委員会の実務へのITの活用について～九州各県労働委員会の状況～

(8) 九州労働委員会事務局調査研究会議（調整部門）（7月10日・11日鹿児島県）

ア 議題

- (ア) 調停事件等について
- (イ) 労災が絡むあっせん及び派遣労働者からのあっせんについて
- (ウ) あっせんの進め方について（情報交換）
- (エ) 関係機関との連携についての取組事例（情報交換）
- (オ) 会長と利益相反関係にある者からの申請に関する会長の職務の取扱いについて
- (カ) 労働局のあっせんで被申請者の不応諾によりあっせん打切りとなった事件が労働委員会に持ち込まれ、あらためてあっせんを申請することとなった場合の取扱いについて

- (キ) 特性を持ったあっせん申請者への対応について（情報交換）
- (ク) あっせん（集団・個別）事件に係る、被申請者への事務局査における使用者委員の同行について（情報交換）
- (ケ) 紛争の原因となる行為の発生から長期間経過している事件について
- (コ) 同一の労働者からの複数回にわたり申請される個別労働紛争あっせんへの対応について

イ 研修会（講演）

内容：①講演「労使紛争の解決に向けた考え方と手法～8年間の労働委員会委員の経験から～」

②あっせん事例を題材としたグループ討議

講師：弁護士 末永睦男 氏（元鹿児島県労働委員会会長代理）

(9) 2025年度九州ブロック労委労協第1回幹事会（9月1日・2日福岡県）

- ア 2025年度全国労委労協第2回幹事会報告
- イ 全労委総会議題への対応について
- ウ 九プロ労委労協「2026年度総会・研修会」について
- エ 九プロ労委労協命令研究会について
- オ 各県労委事件の特徴的な動向・課題等について
- カ 持続可能な組織運営のための財政見直しについて

(10) 九州労働委員会事務局課長会議（8月28日熊本県）

- 議題1 令和8年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について（協議）
- 議題2 令和8年度調査研究会議の研修内容等について（協議）
- 議題3 審査事件への対応について（情報交換）
- 議題4 労働委員会の認知度向上に向けた取組について（情報交換）
- 議題5 労働相談等における「労働組合」の紹介について（情報交換）
- 議題6 申請者（使用者側）における最終決定権限を持つ者があっせんに出席しない場合の対応について（情報共有）
- 議題7 「今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会中間報告」を受けた労働局及び労働基準監督署との連携について（情報交換）
- 議題8 ペーパーレス化の推進とデジタルツールの導入について（情報交換）

(11) 九州労働委員会公益委員連絡会議（10月9日宮崎県）

ア 議事

- 議題1 退職代行業の実施を主たる目標とする労働組合に対する資格審査について
- 議題2 「会社を辞めたくないが、セクハラやパワハラで職場環境が悪いため、会社に行きたくない」などの集団的解決が適していると考えられる労働相談を受けた場合の労働委員会の対応について

イ 講演

演題：「労働委員会制度の役割—制度80年の展開から考える」

講師：九州大学名誉教授 野田進 氏

第2節 研修

1 委員関係

(1) 各種研修会

中央労働委員会による公益委員研修及び労使各側による全国及び九州ブロックの各種研修会が開催されており、令和7年において本県委員が参加した研修会は次のとおりである。

ア 令和7年度 全労委公労使委員合同研修（全体研修）（9月4日東京都）

- (ア) 講演「労働委員会について－歴史・現状・課題－」
- (イ) 講演「労働法の基礎」
- (ウ) 事例検討（調整関係）
- (エ) 事例検討（審査関係）

イ 令和7年度 全労委公労使委員合同研修（公益委員研修）（9月5日東京都）

- (ア) 審査実務研修「事例研究（1事例）」
- (イ) 和解実務研修「事例研究（1事例）」
- (ウ) 調整実務研修「あっせんのスキルと心構え」

ウ 令和7年度 全労委公労使委員合同研修（労働者委員研修）（9月5日東京都）

- (ア) 講演「不当労働行為救済制度について」
- (イ) 講演「個別労働紛争の現状と解決制度」

エ 第51回九州地区労働委員会使用者委員研修会（9月25日・26日沖縄県）

- (ア) 講演「労使関係におけるリスク管理～最新裁判例を手がかりに」
- (イ) 研究討議Ⅰ「審査事件」
- (ウ) 研究討議Ⅱ「調整事件」
- (エ) 研究討議Ⅲ「個別事件」

オ 令和7年度公労使委員個別紛争専門研修（12月1日・2日東京都）

- (ア) 講義「裁判例の動向」
- (イ) 事例発表「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例」
- (ウ) 講義「労働関係法令の改正等の動向」
- (エ) グループディスカッション「スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換」

(2) 委員特別研修

令和7年において本県委員が参加した研修は次のとおりである。

個別労働紛争解決研修（令和7年度基礎研修）（1月16日） ※ライブ配信

- (ア) 労働法
- (イ) 事例的研修
- (ウ) 労働法（総括）

2 事務局職員関係各種研修会

事務局職員の資質向上を図るため、中労委等主催の次の研修を受講した。

(1) 第76回労働委員会事務局職員中央研修（6月9日・10日東京都）

ア 講演（審査部門・調整部門）

- (ア) 労働委員会制度について
- (イ) 労働委員会事務局職員に期待すること

イ 審査部門研修

- (ア) 不当労働行為の審査手続について
- (イ) 命令書（案）起案のための作業手順
- (ウ) 演習（不利益取扱い）

ウ 調整部門研修

- (ア) 労働局のあっせん制度
- (イ) 裁判所における個別労働紛争解決システム
- (ウ) 演習（実事例を基にした一連の処理について）
- (エ) 都道府県労働委員会の調整事件事例紹介及び中労委公益委員コメント

(2) 労働委員会事務局職員個別紛争専門研修（7月8日～7月10日東京都）

ア 講義

- (ア) 都道府県労働委員会等のあっせん事例検討
- (イ) 労働関係法令の改正等の動向
- (ウ) 基本となる裁判例
- (エ) フリーランス・事業者間取引適正化等法について

イ 演習

- (ア) 受講者による都道府県労働委員会等のあっせん事例検討
- (イ) カウンセリング技法

(3) 令和7年度九州労働委員会事務局職員研修会（10月10日宮崎県）

ア 講義「命令書を作成する際の留意点について」

イ 意見交換

- (ア) 不当労働行為の調査について
- (イ) 労働相談の対応について

(4) 令和7年度労働委員会事務局職員専門研修（11月25日～11月28日東京都）

ア 講義

- (ア) 不当労働行為審査手続の基礎と命令書
- (イ) 実務経験からみた和解の留意点

イ 演習

- (ア) 不当労働行為事件審査演習
- (イ) 命令原案作成

(5) 不当労働行為審査業務研修（4月3日～11月5日福岡県）

ア 概要

- (ア) 申立書類等を基に、必要書類（研修生案）の作成
- (イ) 調査や審問、委員協議に参加（傍聴）など

イ 実施状況

事務局職員1名が福岡労委令和7年（不）第1号事件の第5回委員調査まで17日間研修に参加した。なお、第5回委員調査で和解が成立した。

第3節 広報等

労働委員会について、広く県民への周知を図るため、ホームページの充実、県の広報媒体の活用、労働政策課発行の季刊誌への掲載及び労働問題に関する出前講座等の広報を行った。

1 ホームページによる広報

労働委員会の機能や業務内容についてわかりやすく説明するとともに、定期的に資料編の更新を行った。

2 労働委員会だより

労働政策課発行の季刊誌「労働おきなわ」に「労働委員会だより」のコーナーを設け、労働委員会制度、事件の処理状況等を紹介した。

(春) あっせん員候補者について

(夏) 令和6年取扱事件の概況について

(秋) 「個別労働紛争処理制度」について

3 県広報誌、県政広報テレビ番組及び県公式X（旧Twitter）による広報

県広報誌「美ら島沖繩」（毎月1日発行）の「情報ひろば」、県政広報テレビ番組「うまんちゅ広場」、県公式X（旧Twitter）において、労働委員会の役割等について紹介した。

4 個別労働関係紛争処理制度周知月間に係る取組

雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争が増加していることから、中央労働委員会と個別労働関係紛争処理制度を設けている都道府県労働委員会では、毎年10月を個別労働関係紛争処理制度の周知月間と定め、共同PR事業を実施している。

当委員会においても、PRポスターやチラシ等を作成し、本庁舎共用掲示スペースにて掲示・配架するとともに、県内労働関係機関、大学、労働組合、使用者団体等へ配布した。また、当委員会ホームページ、県政広報テレビ番組「うまんちゅ広場」、県公式X（旧Twitter）にて個別あっせん制度の周知・広報を行った。

5 沖縄県労働委員会出前講座

県立高等学校（定時制）の生徒を対象に、労使紛争の未然防止や解決のため、基本的な労働法の知識や労働トラブル対処法等を説明し、労働委員会の役割について周知することを目的として出前講座を開催した。

(1) 沖縄県立泊高等学校（午前部）

ア 講師：知念克也 労働者委員

イ 開催日：1月29日（水）

ウ 参加者：定時制生徒等 10名

(2) 沖縄県立中部農林高等学校

ア 講師：森岡稔 労働者委員

イ 開催日：9月9日（火）

ウ 参加者：定時制生徒等 20名

(3) 沖縄県立八重山商工高等学校

ア 講師：知花優 労働者委員

イ 開催日：10月23日（木）

ウ 参加者：定時制生徒等 36名

6 利用者向けセミナー

利用者に対し、労使紛争の未然防止や解決方法及び労働委員会の役割等について周知を行うことで、労使関係の安定化に寄与することを目的に、各商工会理事会等において利用者向けセミナーを実施した。

- (1) 北部地区商工会連絡協議会
 - ア 講師：大城恵美 利用者委員
 - イ 開催日：2月10日（月）
 - ウ 参加者：会長・事務局長 27名
- (2) 南城市商工会理事会
 - ア 講師：菊地毅 利用者委員
 - イ 開催日：8月12日（火）
 - ウ 参加者：理事 24名
- (3) 金武町商工会理事会
 - ア 講師：田端一雄 利用者委員
 - イ 開催日：9月30日（火）
 - ウ 参加者：理事 18名

資料 年別申立て・申請件数の推移

(単位:件)

年	区分			労働争議の調整												個別労働関係紛争の あつせん			労働組合の 資格審査			計		
	前年 繰越	新規 申立	計	あつせん			調停			仲裁			計			前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計
				前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計									
昭和47年 (復帰前)	0	0	0	0	10 (5)	10 (5)	0	22 (22)	22 (22)	0	0	0	0	32 (27)	32 (27)	*	*	*	0	21 (9)	21 (9)	0	53 (36)	53 (36)
48	0	0	0	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	16	16	*	*	*	1	8	9	1	24	25
49	0	3	3	0	22	22	0	6	6	0	0	0	0	28	28	*	*	*	0	8	8	0	39	39
50	2	1	3	2	12	14	0	0	0	0	0	0	2	12	14	*	*	*	0	13	13	4	26	30
51	0	1	1	1	6	7	0	0	0	0	0	0	1	6	7	*	*	*	0	7	7	1	14	15
52	1	0	1	2	6	8	0	0	0	0	0	0	2	6	8	*	*	*	0	3	3	3	9	12
53	0	3	3	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0	14	14	*	*	*	0	9	9	0	26	26
54	3	0	3	1	5	6	0	0	0	0	0	0	1	5	6	*	*	*	0	1	1	4	6	10
55	2	1	3	1	11	12	0	0	0	0	0	0	1	11	12	*	*	*	0	8	8	3	20	23
56	0	3	3	0	27	27	0	0	0	0	0	0	0	27	27	*	*	*	0	6	6	0	36	36
57	3	4	7	1	26	27	0	0	0	0	0	0	1	26	27	*	*	*	0	10	10	4	40	44
58	5	4	9	3	15	18	0	3	3	0	0	0	3	18	21	*	*	*	3	7	10	11	29	40
59	7	4	11	1	8	9	0	0	0	0	0	0	1	8	9	*	*	*	2	4	6	10	16	26
60	7	1	8	2	6	8	0	0	0	0	0	0	2	6	8	*	*	*	0	7	7	9	14	23
61	6	2	8	2	5	7	0	0	0	0	0	0	2	5	7	*	*	*	0	3	3	8	10	18
62	4	2	6	2	12	14	0	0	0	0	0	0	2	12	14	*	*	*	1	9	10	7	23	30
63	3	1	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	*	*	*	5	2	7	8	6	14
平成元年	2	0	2	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5	*	*	*	5	3	8	7	8	15
2	1	0	1	3	7	10	0	0	0	0	0	0	3	7	10	*	*	*	1	1	2	5	8	13
3	1	1	2	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3	*	*	*	1	3	4	4	5	9
4	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5	*	*	*	0	0	0	0	5	5
5	0	0	0	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	*	*	*	0	2	2	1	5	6
6	0	2	2	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	*	*	*	0	4	4	1	9	10
7	2	1	3	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	10	10	*	*	*	2	1	3	4	12	16
8	1	0	1	3	5	8	0	0	0	0	0	0	3	5	8	*	*	*	1	3	4	5	8	13
9	1	1	2	2	9	11	0	0	0	0	0	0	2	9	11	*	*	*	3	2	5	6	12	18
10	1	0	1	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1	4	5	*	*	*	1	2	3	3	6	9
11	0	4	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	*	*	*	0	6	6	0	13	13
12	2	0	2	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	*	*	*	2	0	2	4	3	7
13	1	4	5	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8	*	*	*	1	7	8	2	19	21
14	3	2	5	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	-	4	4	3	2	5	6	11	17
15	1	0	1	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	11	11	0	2	2	1	5	6	2	18	20
16	0	0	0	1	13	14	0	0	0	0	0	0	1	13	14	0	1	1	1	1	2	2	15	17
17	0	2	2	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	2	2	0	4	4	0	14	14
18	1	1	2	1	2	3	0	0	0	0	1	1	1	3	4	0	3	3	1	3	4	3	10	13
19	1	2	3	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	1	1	1	4	5	2	17	19
20	1	3	4	1	7	8	0	0	0	0	0	0	1	7	8	0	4	4	1	5	6	3	19	22
21	2	1	3	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	9	9	1	15	16	4	3	7	7	28	35
22	0	6	6	4	7	11	0	0	0	0	0	0	4	7	11	0	7	7	0	5	5	4	25	29
23	4	4	8	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0	3	3	1	15	16	6	25	31
24	4	1	5	2	9	11	0	0	0	0	0	0	2	9	11	0	1	1	4	5	9	10	16	26
25	0	4	4	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0	7	7	0	8	8	1	22	23
26	4	2	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6	6	0	5	5	4	19	23
27	4	3	7	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1	4	5	3	7	10	4	9	13	12	23	35
28	5	4	9	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	6	7	6	5	11	12	23	35
29	6	1	7	2	2	4	0	0	0	0	0	0	2	2	4	0	7	7	4	6	10	12	16	28
30	2	2	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	9	12	0	4	4	6	16	22
令和元年	1	3	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	2	11	13	0	10	10	3	27	30
2	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	10	1	1	2	5	10	15
3	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	5	7	0	4	4	2	11	13
4	0	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	11	11	0	1	1	1	14	15
5	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4	11	15	0	5	5	4	19	23
6	1	1	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	19	20	1	1	2	5	21	26
7	2	0	2	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	7	7	3	18	21	1	4	5	5	29	34
合計	-	87	-	-	389	-	-	31	-	-	1	-	-	421	-	-	169	-	-	275	-	-	952	-

注) ① 昭和47年の()内は、復帰前の申請件数で内数である。
 ② 個別労働関係紛争のあつせんは、平成14年4月から開始しており、平成14年以降、集計を行っている。

沖縄県労働委員会年報

令和7年版

発行 令和8年3月

編集 沖縄県労働委員会事務局

〒900-8570 那覇市西1丁目11番1号 7階

電話 098(866)2551 FAX 098(866)2554

メール aa160008@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ 「沖縄県労働委員会」で検索
